

彩都東部地区民間開発

UR(旧公団)は失敗した事業から完全に撤退せよ！

土地区画整理事業事前協議申請の2地区2エリアの 大半は準工業地域に変更して環境破壊は必至

2014年10月30日には、彩都東部地区の中央東地区東エリア（面積47.1ヘクタール）で、施行予定者㈱フジタ、㈱URサポートが、同じく11月5日には彩都東部地区の最南端に位置する南地区山麓線周辺地区エリア（面積24.9ヘクタール、）で施行予定者阪急不動産㈱が個人施行土地区画整理事業の事前協議書を茨木市に提出しました。これを受けて茨木市都市計画審議会では、中央地区東エリアでは区域内の32.8ヘクタールの住居系用途の土地を準工業地域に、南地区山麓線周辺地区エリアの25ヘクタールも同じく準工業地域に変更されました。（2エリア総面積の80%） 審議に当たって隣接の山手台地域から用途変更による環境破壊を危惧する4件の意見書が提出され、審議会の採択に当たって異例の「乱開発にならないよう配慮する』との付帯意見がつけられたほどです。土地区画整理事業認可権者の茨木市はURが書いた筋書き通り形式的な審査のみで3月中には認可するとしています。造成工事費は当初のURが策定した公的開発計画時の3分の1。大型物流施設の誘致とあわせて乱開発と環境破壊は必至です。しかも大阪府と茨木市は多額の税金投入をさせられます。環境破壊のみならず、宅地需要の実態や処分予定価格から見て事業の破たんは目に見えています。

環境破壊、乱開発の実態

